

住 安 第 3118 号  
令和 3 年 2 月 1 日

各市町建築主務課長 様  
各土木事務所長（建築主務課） 様

静岡県くらし・環境部建築住宅局  
建築安全推進課建築確認検査室長

F R P 製浄化槽基礎における既製コンクリート盤  
の使用について

日頃、静岡県の建築行政の推進に御協力いただきありがとうございます。  
このことについて、平成 22 年度秋期静岡県建築行政連絡会議の合意事項として別添のとおり「F R P 製浄化槽を設置する場合は下部地盤と一体となった鉄筋入りの水平な現場打ちコンクリート基礎を設置することとし、既製コンクリート盤の使用は原則認めない」こととして運用してきたところです。

しかしながら、施工技術の進展等を背景に既製コンクリート盤による施工が全国的に普及してきているため、令和 2 年度春期静岡県建築行政連絡会議にて当該運用について検討した結果、本合意については下記のとおり取り扱うことで合意しましたので通知します。

なお、指定確認検査機関、公益社団法人静岡県建築士会、一般社団法人静岡県建築士事務所協会、一般社団法人静岡県設備設計協会、一般社団法人静岡県浄化槽協会及び一般社団法人静岡県管工事工業協会に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

- 1 平成 22 年度秋期静岡県建築行政連絡会議の合意事項は廃止する。同じく、平成 23 年 3 月 29 日付け住安第 476 号についても廃止する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日以降に工事着手するものに適用する。
- 3 浄化槽の施工にあたっては、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年 9 月 27 日厚生省・建設省令第一号）並びに浄化槽メーカーの施工要領書等を遵守すること。

(別添 1) 静岡県建築行政連絡会議合意事項「F R P 製浄化槽の適正な施工の確保について」(平成 22 年秋季部会)

(別添 2) 平成 23 年 3 月 29 日付け住安第 476 号「浄化槽の適正な施工の確保について(通知)」

担当 : 建築確認検査班  
電話 : 054-221-3075